

- び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」を添付させること。
- 15 認知症対応型共同生活介護
- ① 「夜間ケア」については、人員配置の状況に係る書類に加えて、(別紙 10)「夜間ケアの基準に係る届出書」を添付させること。なお、当該事業所が複数の共同生活住居を有している場合は、共同生活住居ごとに人員配置に係る書類を添付すること。
 - ② 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第 157 条に規定する員数を配置していない場合に記載されること。事業所が複数の共同生活住居を有している場合であって、そのいずれか 1 つにでも職員の欠員が生じている場合は「介護従業者」と記載されること。
- 16 特定施設入所者生活介護
- ① 「機能訓練指導体制」については、居宅サービス単位数表注 2 に該当する場合に「あり」と記載させること。
 - ② 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第 175 条に規定する員数を配置していない場合に欠員該当種類を記載させること。
- 17 居宅介護支援
- 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2 ②を準用されたい。
- 18 介護老人福祉施設
- ① 「施設等の区分」については、指定介護老人福祉施設であって「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11 年厚生省令第 39 号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。) 第 38 条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設でないもののうち、26 号告示第 9 号イに該当する場合は「介護福祉施設」と、同号ロに該当する場合は「小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定介護老人福祉施設のうち、26 号告示第 9 号ホに該当する場合は「ユニット型介護福祉施設」と、同号ヘに該当する場合は「ユニット型小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。
なお、指定介護老人福祉施設基準第 50 条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設の場合にあっては、入所定員の区分に応じ、ユニット部分以外の部分については「介護福祉施設」又は「小規模介護福祉施設」と、ユニット部分については「ユニット型介護福祉施設」又は「ユニット型小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。
- 15 認知症対応型共同生活介護
- ① 「夜間ケア」については、人員配置の状況に係る書類に加えて、(別紙 10)「夜間ケアの基準に係る届出書」を添付させること。なお、当該事業所が複数の共同生活住居を有している場合は、共同生活住居ごとに人員配置に係る書類を添付すること。
 - ② 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第 157 条に規定する員数を配置していない場合に記載されること。事業所が複数の共同生活住居を有している場合であって、そのいずれか 1 つにでも職員の欠員が生じている場合は「介護従業者」と記載させること。
- 16 特定施設入所者生活介護
- ① 「機能訓練指導体制」については、居宅サービス単位数表注 2 に該当する場合に「あり」と記載させること。
 - ② 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第 175 条に規定する員数を配置していない場合に欠員該当種類を記載させること。
- 17 居宅介護支援
- 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2 ②を準用されたい。
- 18 介護老人福祉施設
- ① 「施設等の区分」については、指定介護老人福祉施設であって「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11 年厚生省令第 39 号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。) 第 38 条に規定する小規模生活単位型指定介護老人福祉施設でないもののうち、26 号告示第 9 号イに該当する場合は「介護福祉施設」と、同号ロに該当する場合は「小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。また、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設のうち、26 号告示第 9 号ホに該当する場合は「小規模生活単位型介護福祉施設」と、同号ヘに該当する場合は「小規模生活単位型小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。
なお、指定介護老人福祉施設基準第 50 条に規定する一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の場合にあっては、入所定員の区分に応じ、ユニット部分以外の部分については「介護福祉施設」又は「小規模介護福祉施設」と、ユニット部分については「小規模生

- 13 -

- 福施設」又は「ユニット型小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。
- ② 「機能訓練指導体制」については、施設サービス単位数表注 5 に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ③ 「常勤専從医師配置」については、施設サービス単位数表注 6 に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ④ 「精神科医師定期的療養指導」については、施設サービス単位数表注 7 に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑤ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第 1 号ロに規定する基準を満たしている場合は「基準型」と、基準を満たしていない場合は「減算型」と記載させること。
- ⑥ 「障害者生活支援体制」については、施設サービス単位数表注 8 に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑦ 「職員の欠員による減算の状況」については、27 号告示第 7 号ロ又はハのいずれか該当するものを記載させること。
- ⑧ 「栄養管理の評価」については、(別紙 1-1)「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」を添付させること。
- ⑨ 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の場合にあっては、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれに届出させることとし、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれについて「施設等の区分」「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」を記載させること。
- 19 介護老人保健施設
- ① 「施設等の区分」については、介護老人保健施設であって「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成 11 年厚生省令第 40 号。以下「介護老人保健施設基準」という。)
- 15 認知症対応型共同生活介護
- ① 「夜間ケア」については、人員配置の状況に係る書類に加えて、(別紙 10)「夜間ケアの基準に係る届出書」を添付させること。なお、当該事業所が複数の共同生活住居を有している場合は、共同生活住居ごとに人員配置に係る書類を添付すること。
 - ② 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第 157 条に規定する員数を配置していない場合に記載されること。事業所が複数の共同生活住居を有している場合であって、そのいずれか 1 つにでも職員の欠員が生じている場合は「介護従業者」と記載させること。
- 16 特定施設入所者生活介護
- ① 「機能訓練指導体制」については、居宅サービス単位数表注 2 に該当する場合に「あり」と記載させること。
 - ② 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第 175 条に規定する員数を配置していない場合に欠員該当種類を記載させること。
- 17 居宅介護支援
- 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2 ②を準用されたい。
- 18 介護老人福祉施設
- ① 「施設等の区分」については、指定介護老人福祉施設であって「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11 年厚生省令第 39 号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。) 第 38 条に規定する小規模生活単位型指定介護老人福祉施設でないもののうち、26 号告示第 9 号イに該当する場合は「介護福祉施設」と、同号ロに該当する場合は「小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。また、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設のうち、26 号告示第 9 号ホに該当する場合は「小規模生活単位型介護福祉施設」と、同号ヘに該当する場合は「小規模生活単位型小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。
なお、指定介護老人福祉施設基準第 50 条に規定する一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の場合にあっては、入所定員の区分に応じ、ユニット部分以外の部分については「介護福祉施設」又は「小規模介護福祉施設」と、ユニット部分については「小規模生
- 活単位型介護福祉施設」又は「小規模生活単位型小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。
- ② 「人員配置区分」については、「施設等の区分」について「介護福祉施設」又は「小規模介護福祉施設」と記載する施設にあっては、「介護福祉施設」については 26 号告示第 9 号イ(1)から(3)のいずれか該当するものを、「小規模介護福祉施設」については同号ロ(1)から(3)のいずれか該当するものを、それぞれ記載させること。
- ③ 「機能訓練指導体制」については、施設サービス単位数表注 5 に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ④ 「常勤専從医師配置」については、施設サービス単位数表注 6 に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑤ 「精神科医師定期的療養指導」については、施設サービス単位数表注 7 に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑥ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第 1 号ロに規定する基準を満たしている場合は「基準型」と、基準を満たしていない場合は「減算型」と記載させること。
- ⑦ 「障害者生活支援体制」については、施設サービス単位数表注 8 に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑧ 「居住費対策」については、26 号告示第 11 号に該当する場合に「対応可」と記載させること。
- ⑨ 「職員の欠員による減算の状況」については、27 号告示第 7 号ロ又はハのいずれか該当するものを記載させること。
- ⑩ 一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の場合にあっては、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれに届出させることとし、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれについて「施設等の区分」「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」を記載させること。
- 19 介護老人保健施設
- ① 「人員配置区分」については、26 号告示第 12 号イ又はロのいずれか該当するものを記載させること。

第39条に規定するユニット型介護老人保健施設でないものの場合は「介護老人保健施設」と記載させること。また、ユニット型介護老人保健施設の場合は「ユニット型介護老人保健施設」と記載させること。

なお、介護老人保健施設基準第51条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設の場合にあっては、ユニット部分以外の部分については「介護老人保健施設」と、ユニット部分については「ユニット型介護老人保健施設」と、それぞれ記載させること。

- ②「リハビリテーション機能強化」については、短期入所療養介護(介護老人保健施設型)と同様であるので、10②を準用されたい。
- ③「認知症専門棟」については、短期入所療養介護(介護老人保健施設型)と同様であるので、10③を準用されたい。
- ④「夜間勤務条件基準」については、短期入所療養介護(介護老人保健施設型)と同様であるので、10④を準用されたい。
- ⑤「職員の欠員による減算の状況」については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)に規定する員数を配置していない場合に記載させること。
- ⑥「栄養管理の評価」については、(別紙11)「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」を添付させること。

20 介護療養型医療施設(療養型)

- ① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出されること。
- ②「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設であって「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。)第37条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないもの場合は「療養型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型療養型」と記載させること。
- なお、療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設基準第51条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設の場合にあっては、ユニット部分以外の部分については「療養型」と、ユニット部分については「ユニット型療養型」と、それぞれ記載させること。

②「リハビリテーション機能強化」については、短期入所療養介護(介護老人保健施設型)と同様であるので、10②を準用されたい。

③「認知症専門棟」については、短期入所療養介護(介護老人保健施設型)と同様であるので、10③を準用されたい。

④「夜間勤務条件基準」については、短期入所療養介護(介護老人保健施設型)と同様であるので、10④を準用されたい。

⑤「職員の欠員による減算の状況」については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)に規定する員数を配置していない場合に記載させること。

20 介護療養型医療施設(療養型)

- ① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出されること。

- ②「人員配置区分」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11②を準用されたいこと。
- ③「療養環境基準」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11③を準用されたい。
- ④「医師の配置基準」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11④を準用されたい。
- ⑤「夜間勤務条件基準」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11⑤を準用されたい。
- ⑥「職員の欠員による減算の状況」については、医師、看護職員及び介護職員については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11⑥を準用されたい。介護支援専門員の欠員については、人員配置区分欄の変更是行わず、「その他該当する体制等」の「介護支援専門員」のみ選択させること。
- ⑦「特定診療費項目」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11⑦を準用されたい。
- ⑧「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11⑧を準用されたい。
- ⑨「栄養管理の評価」については、(別紙11)「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」を添付させること。

21 介護療養型医療施設(診療所型)

- ①「施設等の区分」については、療養病床を有する診療所である指定介護療養型医療施設であって「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。)第37条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないもの場合は「診療所型」と記載させること。また、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型診療所型」と記載させること。

なお、療養病床を有する診療所である指定介護療養型医療施設基準第51条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設の場合にあっては、ユニット部分以外の部分については「診療所型」と、ユニット部分については「ユニット型診療所型」と、それぞれ記載させること。

- ②「人員配置区分」については、短期入所療養介護(診療所療養型)と同様であるので、12①を準用されたい。

②「人員配置区分」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11②を準用されたいこと。

③「療養環境基準」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11③を準用されたい。

④「医師の配置基準」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11④を準用されたい。

⑤「夜間勤務条件基準」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11⑤を準用されたい。

⑥「職員の欠員による減算の状況」については、医師、看護職員及び介護職員については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11⑥を準用されたい。介護支援専門員の欠員については、人員配置区分欄の変更是行わず、「その他該当する体制等」の「介護支援専門員」のみ選択させること。

⑦「特定診療費項目」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11⑦を準用されたい。

⑧「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11⑧を準用されたい。

21 介護療養型医療施設(診療所型)

- ①「人員配置区分」については、短期入所療養介護(診療所療養型)と同様であるので、12①を準用されたい。

- ③ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、12 ②を準用されたい。
- ④ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ⑧を準用されたい。
- ⑤ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ⑨を準用されたい。
- ⑥ 「栄養管理の評価」については、（別紙 1-1）「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」を添付させること。
- 22 介護療養型医療施設（認知症疾患型）
- ① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。
- ② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設であって「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第 37 条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないものの場合は「認知症疾患型」と記載せること。また、老人性認知症疾患病棟を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載せること。
なお、老人性認知症疾患病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設基準第 51 条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設の場合にあっては、ユニット部分以外の部分については「認知症疾患型」と、ユニット部分については「ユニット型認知症疾患型」と、それぞれ記載せること。
- ③ 「職員の欠員による減算の状況」については、医師、看護職員及び介護職員については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ⑦を準用されたい。介護支援専門員の欠員については、介護療養型医療施設（療養型）と同様であるので、20 ⑥を準用されたい。
- ④ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（認知症疾患型）と同様であるので、13 ⑤を準用されたい。
- ⑤ 「栄養管理の評価」については、（別紙 1-1）「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」を添付させること。

- ② 「療養環境基準」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、12 ②を準用されたい。
- ③ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ⑧を準用されたい。
- ④ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ⑨を準用されたい。

22 介護療養型医療施設（認知症疾患型）

- ① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。

- ② 「職員の欠員による減算の状況」については、医師、看護職員及び介護職員については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11 ⑦を準用されたい。介護支援専門員の欠員については、介護療養型医療施設（療養型）と同様であるので、20 ⑥を準用されたい。

- ③ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（認知症疾患型）と同様であるので、13 ⑤を準用されたい。

23 食事提供の状況

「食事提供の状況」については、食費算定表注 1 及び注 2 に規定

- 17 -

<p>(様式)</p> <p>別紙 1 (内容変更有)</p> <p>別紙 2 (内容変更無)</p> <p>別紙 3 (内容変更無)</p> <p>別紙 4 (内容変更無)</p> <p>別紙 5 (内容変更無)</p> <p>別紙 6 (内容変更無)</p> <p>別紙 7 (内容変更無)</p> <p>別紙 8 (内容変更無)</p> <p>別紙 9 (内容変更無)</p> <p>別紙 10 (内容変更無)</p> <p>別紙 11 (内容変更有)</p> <p>※ 「基本食事サービス費届出書」を「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」に全面変更</p>	<p>する基準による食事の提供を行う場合に記載されること。届出に当たっては、（別紙 11）「基本食事サービス費届出書」を添付させること。</p>
---	--

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

事業所番号							
提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他の該当する体制等				割引
各サービス共通			地域区分	1 特別区 2 特甲地 3 甲地 4 乙地 5 その他			—
11 訪問介護	1 身体介護 2 生活援助 3 通院等見守り介助		特別地域加算	1 なし 2 あり			1 なし 2 あり
12 訪問入浴介護			特別地域加算	1 なし 2 あり			1 なし
13 訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所		特別地域加算 緊急時訪問看護加算	1 なし 2 あり			
14 訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設		特別管理体制	1 対応不可 2 対応可			
15 通所介護	1 単独型 2 併設型	1 認知症型 2 一般型	時間延長サービス体制 機能訓練指導体制 就寝就座体制 (削除)	1 対応不可 2 対応可			1 なし 2 あり
			入浴介助体制 特別入浴介助体制 送迎体制	1 なし 2 あり			
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員			
16 通所リハビリテーション	1 通常規模の医療機関 2 小規模診療所 3 介護老人保健施設		時間延長サービス体制 就寝就座体制 (削除) 入浴介助体制 特別入浴介助体制 送迎体制 個別リハビリテーション提供体制	1 対応不可 2 対応可			
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士			
17 福祉用具貸与			特別地域加算	1 なし 2 あり			
21 短期入所生活介護	1 単独型 2 併設型・空床型 3 単独型ユニット型 4 併設型・空床型ユニット型	(削除)	機能訓練指導体制 就寝就座条件基準 送迎体制 職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 あり 1 基準型 2 算定型 1 対応不可 2 対応可			1 なし 2 あり
			送迎管理の評価 (追加)	1 なし 2 看護職員 3 介護職員			

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

事業所番号							割引
22 短期入所療養介護	1 介護老人保健施設 2 介護老人保健施設 (追加)		小売リーフレット機能強化 認知症専門看護 夜間勤務条件基準 送迎体制 職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 基準型 2 算定型 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士			
23 短期入所療養介護	1 病院併設型 2 病院併設型 3 病院併設型 4 病院併設型	1 I型 2 II型 3 III型 1 I型 2 II型 1 I型 2 II型 3 III型 1 基準適合診療所型	夜間理清基準 医師の就勤基準 夜間勤務条件基準 送迎体制 職員の欠員による減算の状況 特定診療券項目 小売リーフレット提供体制 送迎管理の評価 (追加)	1 基準型 2 算定型 1 3 算定型 II 3 算定型 III 1 医師 2 医療行為施行規則第49条適用 1 基準型 2 加算型 1 3 加算型 II 4 加算型 III 5 添算型 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 重症皮膚疾患看護管理 2 病例管理指針 1 混合小売リーフレット構成 2 理学療法 II 3 理学療法 III 4 作業療法 II 5 言語聴覚療法 I 6 言語聴覚療法 II 7 精神科作業療法 8 もの他			
			送迎体制 特定診療券項目 小売リーフレット提供体制 送迎管理の評価 (追加)	1 基準型 2 算定型 I 3 算定型 II 1 対応不可 2 対応可 1 重症皮膚疾患看護管理 2 病例管理指針 1 混合小売リーフレット構成 2 理学療法 II 3 理学療法 III 4 作業療法 II 5 言語聴覚療法 I 6 言語聴覚療法 II 7 精神科作業療法 8 もの他			
			送迎体制 職員の欠員による減算の状況 小売リーフレット提供体制 送迎管理の評価 (追加)	1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 精神科作業療法 2 もの他			
			送迎体制 送迎管理の評価 (追加)	1 対応不可 2 対応可			
32 認知症対応型共同生活介護			夜間ケア 対員の欠員による減算の状況	1 なし 2 あり 1 なし 2 介護従事者			1 なし 2 あり
33 特定施設入所者介護			機能訓練指導体制 職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 あり 1 なし 2 看護職員 3 介護職員			1 なし 2 あり
43 居宅介護支援			特別地域加算	1 なし 2 あり			

栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書

1 異動区分	① 新規 ② 変更 ③ 終了																				
2 施設種別	① 短期入所生活介護 ② 短期入所療養介護 ③ 介護老人福祉施設 ④ 介護老人保健施設 ⑤ 介護療養型医療施設																				
3 栄養管理体制の状況	<table border="1"> <tr><td>管理栄養士</td><td>人</td></tr> <tr><td>栄養士</td><td>人</td></tr> </table>	管理栄養士	人	栄養士	人																
管理栄養士	人																				
栄養士	人																				
4 栄養ケア・マネジメントの状況	<table border="1"> <tr><td>常勤の管理栄養士</td><td>人</td></tr> </table> <p>栄養ケア・マネジメントに関する者</p> <table border="1"> <tr><td>職種</td><td>氏名</td></tr> <tr><td>医 師</td><td></td></tr> <tr><td>管 理 栄 養 士</td><td></td></tr> <tr><td>看 護 師</td><td></td></tr> <tr><td>介護支援専門員</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </table>	常勤の管理栄養士	人	職種	氏名	医 師		管 理 栄 養 士		看 護 師		介護支援専門員									
常勤の管理栄養士	人																				
職種	氏名																				
医 師																					
管 理 栄 養 士																					
看 護 師																					
介護支援専門員																					

備考 1 「異動区分」「施設種別」欄については、該当する番号に○を付してください。

2 施設種別が①又は②の場合は、「栄養ケア・マネジメントの状況」欄について記入する必要はありません。

3 「栄養マネジメントに関する者」には、共同で栄養ケア計画を作成している者の職種及び氏名を記入してください。

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況)

事業所番号									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

各サービス共通			地域区分	1 特別区 2 特甲地 3 甲地 4 乙地 5 その他
11 訪問介護	1 身体介護 2 生活援助 3 通院等乗合介助		特別地域加算	1 なし 2 あり
13 訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所		特別地域加算	1 なし 2 あり
15 出張介護	1 単独型 2 併設型	1 訪問症型 2 一般型	時間延長サービス体制 駆除訓練指導体制 共同提供体制 入浴介助体制 特別入浴介助体制 送迎体制 看護員の欠員による減算の状況	1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり (削除) 1 なし 2 あり (削除) 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 有職職員 3 介護職員

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

(削除) 2. 出張所等の「食事提供体制」について、本体等が体制を整めており、本体抱持から委託が提供される場合には「食事提供体制あり」として提出して下さい。